

杏林大学における公的研究費の不正に係る調査の手続きに関する取扱要綱

制定 平成19年10月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、杏林大学(以下「本学」という。)が管理する公的研究費において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(2)「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。

(3)「不正」とは、研究費の不正な使用をいう。

(不正使用に対する通報)

第3条 教職員等が、競争的資金の不正の疑いを発見したときは、名を明らかにすることを原則として、電話・FAX・電子メール・書面・面談により、不正が疑われる研究者等(以下「研究者等」という。)の不正の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は、大学事務部とする。

(不正調査委員会の設置)

第4条 学長は、監査又は通報等により、不正が疑われる情報を知り得たときは、速やかに不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会の委員は次の中から学長が指名する。

(1)学長が指名する学部長

(2)不正が疑われる研究者等の所属する学部長又は研究科長

(3)不正が疑われる研究者等の所属学部又は研究科以外の教授 2名

(4)事務局長

(5)総務部、経理部及び大学事務部所属職員 若干名

(6)その他特に必要と認められる者 若干名

3 調査委員会の委員長は、前項第1号により指名された学部長をもって充てる。

(調査の実施)

第5条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

(1)研究者等及びその関係者からの事情聴取

(2)支出に係る書類、証憑の収集、分析

(3)支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析

(4)本学及び資金配分主体の使用ルールと整合性の調査

(5)その他必要となる事項の調査

(調査への協力等)

第6条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、研究者等が事実として認めたものでなければ、提出してはならない。

(措置)

第8条 学長は、前条の報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を資金配分主体に報告しなければならない。

2 学長は、前項による報告の結果、当該資金配分主体から不正に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者等から当該額を返還させるものとする。

3 学長は、不正の内容に応じ杏林学園職員就業規則等に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は、前条の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第9条 第4条の定めにより設置した調査委員会の調査によって、当該通報が悪意(研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志を言う。)によるものと認められたときは、学長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第10条 通報者の保護等に関しては、杏林大学公益通報者保護規程第8条の規定を準用する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。